厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定により、なおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　代表清算人　中川　才助

２．住所　大阪市此花区常吉２丁目11番38号

平成 28 年 6 月 17 日

大阪府貨物運送厚生年金基金

理事長　中川　才助

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性、身長・体重・身体的特徴不明、ダウンジャケット、ワイシャツ、ズボン、トランクス、マフラー、靴下、靴、腕時計、手提げバッグ、小銭入れ、現金872円

上記の者は、平成28年３月29日15時50分頃、鹿児島県霧島市隼人町嘉例川の山中で白骨化した状態で発見されました。身元不明のため火葬に付し、遺骨は市営墓地に保管してあります。心当たりの方は、当市生活福祉課まで申し出てください。

平成 28 年 6 月 17 日

鹿児島県　霧島市長　前田　終止

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理運営のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成 28 年 6 月 17 日　岡　崎　市

１、墳墓等所在地　愛知県岡崎市才栗町字流石51番地

１、墳墓等の名称　岡崎市納骨堂

１、死亡者の本籍及び氏名　愛知県岡崎市鴨田町字北浦５番地４　稲垣夏子

１、改葬を行おうとする者　愛知県岡崎市十王町二丁目９番地　岡崎市長　内田　康宏

無縁墳墓等改葬公告

適正な墓地管理運営のため無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますので、ご承知ください。

平成 28 年 6 月 17 日　岡　崎　市

１、墳墓等所在地　愛知県岡崎市才栗町字流石51番地

１、墳墓等の名称　岡崎墓園

１、死亡者の本籍及び氏名　愛知県豊田市永覚町車坂15番地　清水静一、清水ゆき子、清水月子

１、改葬を行おうとする者　愛知県岡崎市十王町二丁目９番地　岡崎市長　内田　康宏

無縁墳墓等改葬公告

尼崎市西立花町今北墓地環境整備事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成 28 年 6 月 17 日　兵庫県尼崎市

１．墳墓等所在地　兵庫県尼崎市西立花町２丁目727

１．墳墓等の名称　今北墓地

１．死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳、氏名温井幸太郎、温井正安、温井善吉、不詳２名

１．改葬を行おうとする者　兵庫県尼崎市東七松町１丁目23番１号　尼崎市長　稲村　和美

公 示 送 達

気仙沼都市計画事業南気仙沼地区被災市街地復興土地区画整理事業の建築物等除却通知の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第２項の規定による気仙沼都市計画事業南気仙沼地区被災市街地復興土地区画整理事業の下記に記載する者に対する建築物等の除却通知については、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだので、同法第133条第１項及び同条第２項において準用する同法第77条第５項の規定により当該通知書の送付にかえて、通知の内容を下記のとおり公告する。

平成 28 年 6 月 17 日

気仙沼都市計画事業南気仙沼地区

被災市街地復興土地区画整理事業

施行者　気仙沼市

代表者　気仙沼市長　菅原　　茂

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　宮城県気仙沼市南町四丁目３番13号

コーポステラ201号

氏名　佐川　雅彦

２　通知の内容

あなたが占有する下記建築物等は、土地区画整理事業の施行のため、平成28年８月31日までに除却していただくこととなりましたので通知します。前記の期限後は、土地区画整理法第77条第７項の規定に基づき、施行者気仙沼市が除却工事を行うことになりますので御承知ください。

以上、土地区画整理法第77条第２項の規定に基づき、通知します。

教示

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３月以内に宮城県知事に審査請求することができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知書を受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）から６月以内に気仙沼市を被告として取消訴訟を提起することができます。

記

建築物等の所在地

宮城県気仙沼市幸町一丁目153番地

建築物等の構造及び数量

木造　瓦葺　２階建　居宅　１棟

その他　工作物及び竹木土石等　一式

（注意事項）

１　立退きについての補償金は、別途協議させていただきます。

２　建築物等所有者に対しては、除却通知と併せて上記期限までに自ら除却するか否かを照会しましたので、建築物等所有者が自ら除却される場合は、建築物等所有者に協力してその期限までに立ち退いてください。

３　除却完了前に建築物等占有者が変わった場合は、新旧占有者及び建築物等所有者連署のうえ、ただちに気仙沼市役所建設部都市計画課土地区画整理室へ届けてください。